

議 決 権 代 理 行 使 受 任 に 関 する 届 出 書
年 月 日

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
☐内閣総理大臣 (警察庁)
☐内閣総理大臣 (金融庁)
☐総 務 大臣
☐厚生労働大臣
☐農林水産大臣
☐経済産業大臣
☐国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				国籍又は 設立国
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容				
	ウェブページのリンク				
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接・間接に議決権 の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために代理権行使 受任をするもの		
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名			
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地			
事 務 上 の 連 絡 先 (担 当 者 氏 名 、 電 話 番 号 及 び 電 子 メール ア ド レ ス)					

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的	
	(4) 総 議 決 権	個
	(5) 外 資 比 率	%
	(6) 事前届出業種に 該当する理由	

	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
	(8) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他	
2 受任しようとする議決権	(1) 数量等	数 量 個 受任後の議決権比率 % (最も多く受任する場合) (受任前の比率 %)	
	(2) 受任の目的及び内容		
	(3) 受任の時期		
	(4) 株主総会の時期 及び種別		
	(5) 受任の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		委任数量	
3 業計 受任後の事業計画等	(1) 受任後の事業計画		
	(2) 事前届出業種に該当する事業の取扱い		
4 届出者の事業方針等に 影響を及ぼすもの		氏名又は名称及び 代表者の氏名	
		住所又は主たる 事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる 事業の内容	
		ウェブページのリンク	
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	

5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数 量	個
	議 決 権 比 率	%
6 そ の 他 の 事 項		

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏

名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。

- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 受任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 9 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。
- 10 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 11 「1 発行会社」欄中「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 12 「2 受任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有することとなる議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
「(2) 受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
「(3) 受任の時期」欄について、本届出書受理日において、受任の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における受任の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
「(4) 株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。
- 13 「3 受任後の事業計画等」欄中「(1) 受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(2) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。
- 14 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影

響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第 26 条第 1 項第 4 号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

- 15 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第 3 条の 2 第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 16 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 17 「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第 2 条第 19 項第 1 号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第 26 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（すなわち、「2 受任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 18 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格 A 4）